

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 3月 7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主発電機密封油処理装置密封油真空ポンプ排気フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
2	1号機	サービス建屋換気空調系空調機点検において、ファンシャフトと軸受の嵌合値に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
3	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A・B）点検において、主軸摺動部にメッキの剥離及びポンプBの羽根車摺動部の間隙値に判定値外れが認められたため、当該部を修理	D	
4	5号機	圧力抑制プール内非常用炉心冷却系ポンプ入ロストレーナ使用前事業者検査において、検査要領書に誤記が認められたため、誤記を訂正	D	
5	5号機	第4給水加熱器（A）点検において、入口側水室仕切板伝熱管（2本）に異物（ビニールテープと推定）の混入が認められたため、当該異物を回収	C	
6	5号機	高圧注水系復水器及び原子炉隔離時冷却系復水器点検において、レベル計（2台）に汚れが認められたため、当該部を清掃	D	
7	5号機	廃棄物処理建屋所内蒸気戻り系凝縮水移送ポンプ（B）軸グランド押さえボルト（2本）の外れが認められたため、当該ボルトを取付	D	
8	5号機	非常用ディーゼル発電機（B）冷却海水系ポンプ（D）出口ストレーナベントプラグの外れが認められたため、当該プラグを取付	C	
9	5号機	給水加熱器水位発信器点検において、発信器への計装用空気供給弁よりエアリークが認められたため、当該弁（7台）を交換	D	
10	6号機	廃棄物処理系床ドレン中和タンク（A・B）出口選択空気駆動弁（2台）点検において、駆動部よりエアリーク（微量）が認められたため、当該部を修理	D	
11	6号機	廃棄物処理建屋換気空調系給気処理装置内前置フィルタ差圧計点検において、計器付属弁に動作不良（閉固着）が認められたため、当該弁を交換	D	
12	6号機	プロセス計算機運転データ記録用プリンタの紙送り用ガイド取付部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
13	6号機	所内ボイラ給水ポンプ（B）出口圧力計緩衝装置部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	6号機	中性子計測系平均出力領域モニタ関連計器データ確認において、点検データ（計器設定値）に誤りが認められたため、正規の計器設定値に変更及び対応検討	C	
15	集中環境施設	高温焼却炉供給廃棄物設備重量計（A）の吊り上げ用フックワイヤ外れ止めに変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで